

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

阿見町長 千葉繁

市町村名 (市町村コード)	阿見町 084433
地域名 (地域内農業集落名)	吉原 (大砂・上吉原・中吉原・下吉原・新山)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年4月1日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

<p>当地区は、エリア面積が広く、田と畑の両方が混在している。地区の東南部には大規模商業施設がある。水田では水稲やレンコンが作付けされ、土地利用が図られている。ただし、谷津部には耕作されていない田が見受けられるため、将来荒廃化が懸念される。</p> <p>畑については、主にソバ、甘藷、加工用馬鈴薯が地元担い手及び地域外担い手の参入により作付けされている。ただし、担い手による規模拡大は難しい状況であり、今後高齢化等を理由に不耕作になる可能性がある農地については荒廃化が懸念される。</p>

(2) 地域における農業の将来の在り方

<p>水田について、川沿いの平坦な水田は水稲農家によりこれまで同様耕作し、基本的には現状維持とする。現在耕作されている水田が空いた場合は、現在の担い手から補って耕作していく予定である。一部、谷津部での耕作条件が悪い、周辺樹木により影響を受ける可能性のある田については、現状維持を目指す。レンコン農家で作付け可能な場合は、引き受けてもらうこととする。</p> <p>畑については地域内の担い手による規模拡大は難しく、現状維持とする。作物はソバ、甘藷、加工用馬鈴薯が主となる予定。集約できそうな農地については地域内担い手を優先に誘導を図り、耕作できる担い手を検討する。その次に地域外からも探すこととし、荒廃化が進まぬようにする。</p>
--

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	137 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	137 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

<p>農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。</p>

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針	農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針	地域内の農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を斟酌し、段階的に集約化を進める。
(3) 基盤整備事業への取組方針	
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針	市町村や農業委員会、JA等と連携し、地域内外から多様な経営体を募集し、相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針	有用な情報等があれば、活用を検討し、遊休農地の発生防止を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

①鳥獣被害防止対策	②有機・減農薬・減肥料	③スマート農業	④畑地化・輸出等	⑤果樹等
⑥燃料・資源作物等	⑦保全・管理等	⑧農業用施設	⑨耕畜連携等	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

--